

案件名称	令和8年度 住之江区役所庁舎及び住之江区保健福祉センター分館から排出する一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)
------	---

仕様書

住之江区役所

仕様書

1 案件名称

令和8年度 住之江区役所庁舎及び住之江区保健福祉センターフィラーマンから排出する一般廃棄物
収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

6 業務内容

（1）一般廃棄物の数量（年間予定量）

住之江区役所分 5,400kg／年

住之江区保健福祉センターフィラーマン分 600kg／年

あくまでも過去の実績から算出した予定量であるため、この量を上回るあるいは下回ることがあり、収集運搬量を確約したものではない。

（2）収集場所

ア 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 大阪市住之江区役所

詳細な収集場所等は【別紙1】のとおり

イ 大阪市住之江区浜口東3丁目5番16号 大阪市住之江区保健福祉センターフィラーマン

詳細な収集場所等は【別紙2】のとおり

（3）収集日時等

ア 収集日は週2回以上（土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）

イ 収集時間は午前9時から午後3時までの間（別途指示する場合がある。）とする。

ウ 受注者は契約締結後、収集日・収集時間・使用車両等を決定し、発注者の本市職員の承認を得ること。

（4）作業手法

ア 収集した一般廃棄物を、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

イ 収集運搬にあたっては法に基づき、適正に処理しなければならない。

7 提出書類

- （1）受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- （2）受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

8 使用車両

- （1）受注者は、本委託業務着手までに、収集作業に使用する車両を発注者に「使用車両届」【別紙3】及び必要書類（自動車検査証記録事項（写し）または電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの）、車両写真（前面、側面、から撮影されたもので、前面についてはナンバープレート、側面については大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っていること）、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書【別紙4】を提出の上、承認を得ること。なお、使用車両に変更があった場合も速やかに「使用車両届」【別紙3】及び必要書類（減車については使用車両届のみ、増車・入替えについては自動車検査証記録事項（写し）または電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの、車両写真（前面、側面、から撮影されたもので、前面についてはナンバープレート、側面については大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っていること）、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書【別紙4】を提出の上、承認を得ること。従来型の車検証が有効期限内であれば、車検証の写しを提出すること。
- （2）受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。

9 处理施設

(1) 处理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。

(2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）

(※1) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。
復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

(※2) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、
福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

(3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システム I C カード

自動計量システム I C カードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 業務報告書

受注者は、毎月の作業終了後、ごみ搬入後に作業の実施状況を記載した業務実施報告書【別紙5】を作成し、業務実施月の翌月10日（ただし、3月分はその月末）までに発注者に提出をすること。報告書の作成にあたっては、住之江区役所と住之江区保健福祉センター分館の排出量がわかるよう作成すること。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 处理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

13 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

14 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量は概算であり、受注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、履行期間の最終日をもって収集運搬量を確定し、業務委託料を確定するものとする。業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細【別紙6】の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

16 委託料の支払い

受注者は、毎月末に、その月の一般廃棄物収集運搬量（業務実施報告書【別紙5】を受注者が発注者に提出し、発注者の検査に合格することにより確定する）に概算契約の内訳明細【別紙6】の単価を乗じて得た金額を請求することができる。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

20 その他

（1）見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

（2）本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

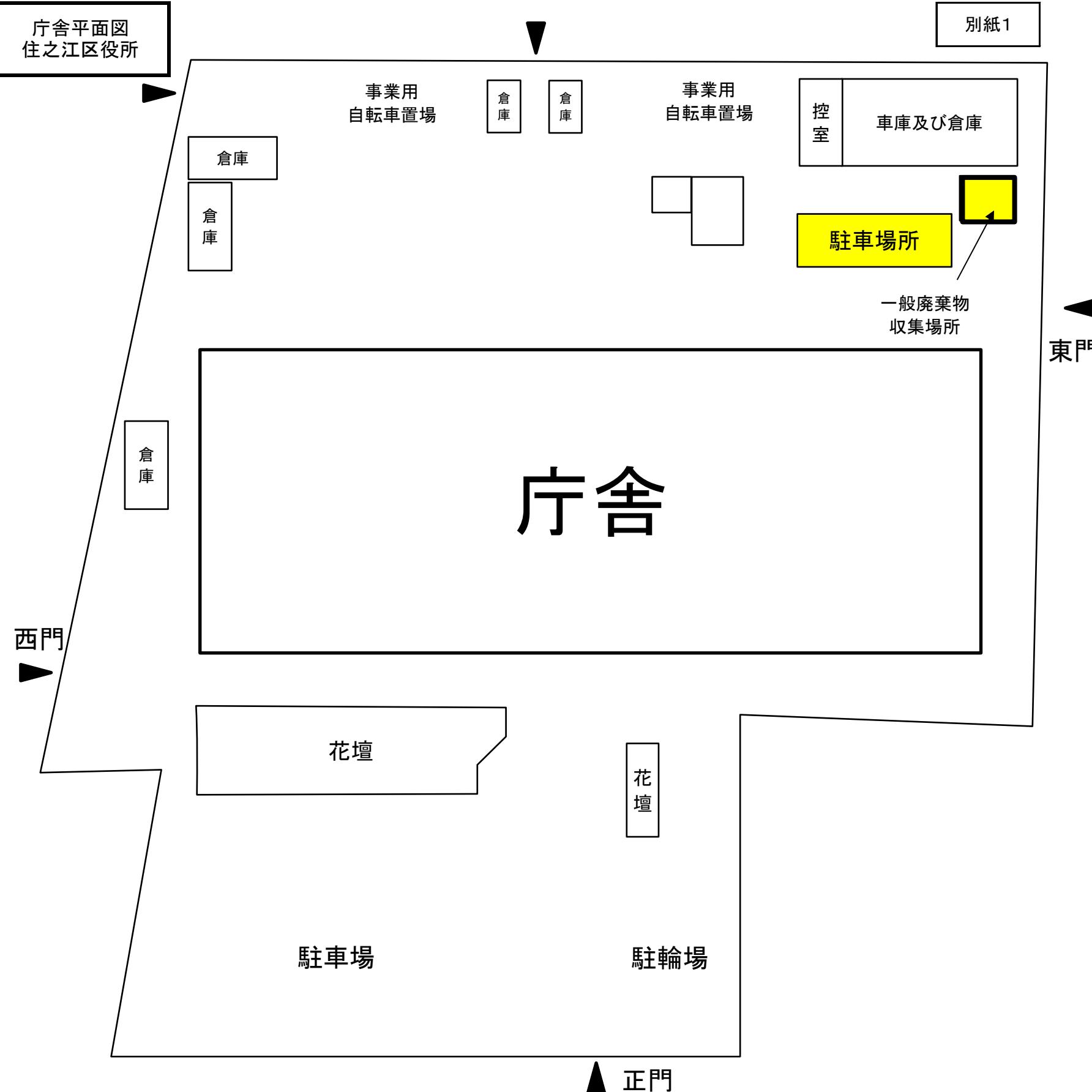
（3）契約の締結については、令和8年度予算が成立したときとする。

21 本市担当

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所総務課（総務） 泰中・宮本
電話：06-6682-9625 FAX：06-6686-2040

庁舎平面図
住之江区役所

別紙1



国道26号線

道路
W=270M

歩道



令和 年 月 日

大阪市住之江区役所 様

使用車両届（新規・変更・廃止）

住所
名称又は商号
代表者の氏名
電話番号

	自動車登録番号	形式・寸法	車両の名称	最大積載量 (kg)	収集物	備考
1					一般廃棄物	新規・廃止
2					一般廃棄物	新規・廃止
3					一般廃棄物	新規・廃止
4					一般廃棄物	新規・廃止
5					一般廃棄物	新規・廃止

※新規車両の届出については「自動車検査証記録事項の写し」もしくは「電子車検証を専用読み取りアプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの」、車両写真、当該車両が借受け車両の場合は所有者の使用承諾書を添付すること。従来型の車検証が有効期限内であれば、車検証の写しを提出すること。

使用車両の写真

自動車登録番号	
前面写真	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。・ ナンバープレートが確認できること。
側面写真	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の側面（真横）を撮影すること。・ 各許可の車体表示等が確認できること。

令和 年 月 日

大阪市住之江区役所 様

使 用 承 諾 書

(所有者)

住所

名称又は商号

代表者の氏名

次のとおり、使用することを承諾します。

なお、当該車両について万一事故発生の場合、その責任は使用者が負うものとします。

1 使用者

住所

名称又は商号

代表者氏名

2 自動車登録番号

3 使用目的

4 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

別紙5

業務実施報告書（例示）

令和 年 月 日

大阪市住之江区役所 様

○○会社
報告者名

令和 年 月分

回収日	区役所 kg	分 館 kg	搬入工場名	作業者名	備考
合計	kg	kg	重量合計	kg	

処理費 税抜合計額	消費税額	請求合計額

※本報告書の様式は自由とするが、最低限上記の項目は網羅すること。

概算契約の内訳明細

種別	数量 単位：kg	単価 単位：円／kg	金額 (数量×単価) 単位：円
一般廃棄物	6, 000		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額（10%）			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。